

保護者の皆さまへ

大阪市立平尾小学校
校長 飯塚 博恭

令和8年度 就学援助（一般1）の申請について

平素は、本校の教育活動の推進にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、大阪市では経済的に困られている家庭の保護者の方に、学校教材費や給食費などを援助する就学援助制度があり、多くの方がこの制度を利用しています。援助を希望される方は、すでにお配りしています「令和8年度(2026年度) 就学援助制度のお知らせ」(以下「お知らせ」)をお読みいただき、申請書類の提出をお願いします。

なお、申請は年度ごとに必要です。現在(令和7年度)認定を受けられている方も、令和8年度の援助を希望される場合は申請が必要ですので、忘れないようにしてください。

記

制度の詳細(大阪市HP)

1. 申請対象（一般1申請）

今回ご案内するのは、「一般1申請（税情報利用）」です。

一般1申請で申請できる方は、次のいずれかに該当する方です。

- ・申請理由①：市民税が非課税の方
- ・申請理由⑫：経済的に困っており、所得基準額以下の方

※一般1申請では、税情報を利用して申請を行うため、**所得に関する証明書類の提出は不要**です。



2. 提出書類

「令和8年度(2026年度) 就学援助申請書兼世帯状況票」

※《市民税額・所得金額の確認方法》欄で「税情報を利用する。」に☑をつけ、世帯全員の同意を確認のうえ、申請者名を必ず記入してください。

※申請理由⑫の方については所得基準額が一元化されたため、住宅形態が借家等の場合でも「賃貸契約書」等は不要です。

3. 申請期限（一般1申請）

令和8年5月12日(火)

※なお、一般1申請以外の申請は、令和8年6月30日(火)が令和8年4月1日に遡って認定を受けられる最終提出期限となります。ただし、この場合は、所得等の証明書類の提出が必要です。

4. 提出先及び提出方法

(1) 申請書は、児童が在籍する小学校まで持参または郵送で提出してください。

平尾小学校へ送付する場合の住所 〒551-0012 大阪市大正区平尾2-21-28

(2) 大正東中学校、大正北中学校、大正中央中学校または大正西中学校にきょうだいが在学する場合は、小学校または中学校のいずれかにまとめて提出することができます。

※申請書は、小学校在学児童分・中学校在学生徒分の2枚の提出が必要です。

5. その他

(1) すでに令和8年度分を申請された方は、再度の提出は不要です。

(2) 申請手続きについてご不明な点がございましたら、本校の就学援助担当（電話：06-6551-8600）までお問合せください。